

相談無料・秘密厳守

街頭労働相談



**賃金や時間外手当が支払われない！
辞めてくれないかといわれた！？
有給休暇の計算方法は？**

逗子市役所 1階

2026年11月13日(金)10:30～17時

県かながわ労働センター職員がご相談に応じます。

2026労働手帳・労働問題対処ノウハウ集なども配布！

主催：神奈川県 ／ 共催：逗子市

〈神奈川県〉は、労働相談を随時お受けしています。

かながわ労働センター 本所

一般労働相談：毎週月～金曜日 9時00分～17時00分（12時～13時除く）

夜間労働相談：毎週火曜日 17時00分～19時30分

日曜労働相談：毎週日曜日 9時00分～17時00分（12時～13時除く）

上記労働相談は来所または専用電話 **045-662-6110** でお受けします。



県横須賀合同庁舎 1階相談室（横須賀市日の出町2-9-19）

出張労働相談：毎週火曜日 9時00分～17時00分（12時～13時除く） 要予約 **045-662-6110**

お問合せ かながわ労働センター 横浜市中区寿町1-4 電話 **045-633-6110**（代）